

○法学部学生の早期卒業及び法科大学院連携コースにかかる運用に関する規程

2021年4月1日

制定

最終改正 2025年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、法学部学生が法科大学院連携コース（以下「連携コース」という。）に所属した上で、愛知大学学則（以下「学則」という。）第25条第3項に基づき3年の在学により卒業すること（以下「早期卒業」という。）について、必要な事項を定める。

(早期卒業の要件)

第2条 法学部教授会は、次の各号の要件を満たした学生を優秀な成績を修めた者とみなし、当該学生からの申出を受けて、早期卒業を認めることができる。

(1) 連携コースに所属していること

(2) 学則別表にて掲げられた卒業に必要な単位を修得していること

(3) 履修した愛知大学大学院法務研究科との共同開講科目（以下「共同開講科目」という。）のGPAが、2.5以上であること

(早期卒業の申出)

第3条 前条に定める要件を満たす見込みのある学生は、早期卒業を申し出ることができる。

2 前項の申出は、早期卒業を希望する年度の9月末日までに、名古屋校舎教務課になされなければならない。

(連携コースへの所属許可)

第4条 法学部長は、連携コースへの所属を希望する法学部1年次生（以下「希望者」という。）につき、次の要件を全て満たした者について、2年次生より連携コースに所属することを許可する。

(1) 1年次の修得単位数が38単位以上であること

(2) 1年次配当の全ての必修科目につき単位を修得したこと

2 連携コースの定員は1学年あたり5名とする。前項の要件を満たした希望者がこの定員を超える場合、法学部長は、前項の所属許可につき、当該希望者のうち1年次修得科目のGPAが上位の者を選抜することができる。

(連携コース所属学生の履修)

第5条 連携コース所属学生が履修登録をするにあたっては、法学部長が任ずる指導教員の履修指導を受けなければならない。

2 連携コース所属学生は、共同開講科目を受講することができる。

(他のコースへの変更)

第6条 連携コース所属学生は、学期末に申し出ることによって、司法コースに所属を変更することができる。

2 法学部教授会は、連携コース所属学生の共同開講科目の履修態度等が不適切であった場合、その者の所属を司法コースに変更させることができる。前条第1項の履修指導に従わなかった場合も同様とする。

3 連携コースに所属できる期間は、休学期間を除き通算3年とし、それを超える場合は司法コースに所属を変更するものとする。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、法学部教授会、常務理事会、大学運営会議及び大学協議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (制定)

1 この規程は、2021年4月1日から施行する。

2 この規程について、2021年度入学生から適用する。

附 則 (法科大学院連携コース生選抜方法の変更に伴う改正)

1 この規程は、2023年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、2022年度以前入学生については、なお従前の例による。

附 則 (法科大学院連携コース所属学生のコース変更、所属年次の上限の規定化及び字句修正に伴う改正)

この規程は、2024年4月1日から施行する。

附 則 (ガバナンス体制の見直しに伴う改正)

この規程は、2025年4月1日から施行する。